

## 独立行政法人会計基準研究会議事概要

### 1. 日時

平成23年6月27日（月） 16:00～17:00

### 2. 場所

中央合同庁舎2号館 第4特別会議室

### 3. 出席者（敬称略）

#### (1) メンバー等

八木良樹（座長）、佐藤行弘（座長代理）、会田一雄（共同ワーキングチーム座長代理）、梶川融、櫻谷隆夫（共同ワーキングチーム座長）、小泉弘康、村瀬悦男、長村彌角、樋沢克彦、吉田稔

#### (2) 総務省行政管理局

戸塚誠（行政管理局長）、奥達雄（管理官）、西澤能之（副管理官）

#### (3) 関係機関

北波孝（財務省主計局公会計室長）、根本義一（同調査官）、高橋晶子（同課長補佐）、平池栄一（総務省行政評価局評価監視官）、鹿野智洋（会計検査院事務総長長官上席企画調査官付副長）

### 4. 議題等

- 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂について、総務省の独立行政法人会計基準研究会及び財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に置かれた共同ワーキングチームにおいて取りまとめられた報告書案（「独立行政法人会計基準の改訂について」）が報告され、了承された。

### 5. 配付資料

別 添

### 6. 概要

共同ワーキングチームから、①セグメント情報等の開示、② 会計上の変更及び誤謬の訂正、③固定資産の減損額の会計処理の見直し、④その他、の各課題に沿って、以下のとおり報告が行われた。

#### ①「セグメント情報等の開示」について

##### ○ 背景等

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを図るため、企業会計において、「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号）」が改訂されたが、その中で、企業における新たなセグメント情報等の開示手法として、経営者が経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、企業を事業の構成単位ごとに分別した方法を基礎とする「マネ

「マネジメント・アプローチ」が導入された。

○ 検討にあたっての論点

- ・ 独立行政法人の会計は、独立行政法人通則法第 37 条の規定に基づき、「原則として企業会計原則によるものとする」とされており、新しい企業会計の処理の導入を遮断しない限りは、独立行政法人の会計においても「マネジメント・アプローチ」の手法の導入が義務づけられることとなる。
- ・ 一方、独立行政法人におけるセグメント情報等の開示については、既に現行の独法会計基準第 43 などにおいて規定されており、改めて企業会計並びで「マネジメント・アプローチ」を導入する必要があるかどうか。

○ 検討内容

企業会計においては、従来、当該企業が単一のセグメントであったり、重要性が低い等の理由で、事業別セグメントが作成される例が少なく、制度が十分機能してこなかったという事情を踏まえ、実効性のある事業区分の決定方法について検討され、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を理解できる情報を開示することによって、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供できるとして、平成 22 事業年度より「マネジメント・アプローチ」の手法が導入された。

これに対し、独立行政法人においては、従前から、中期目標等に沿って法人の事業内容等に応じた適切な区分を設け、セグメント情報を開示することが求められている。

(なお、平成 20 年度末現在、ほとんどの法人(81 法人／98 法人)において、中期計画の項目や業績評価時の評価項目となっている事業単位等に区分したセグメント情報の開示を行っている。)

○ 結論

- ・ 独立行政法人におけるセグメントの開示状況に鑑み、現行基準でも、独立行政法人の業績評価に資するよう、事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことが既に要請されていることから、改めて独立行政法人会計基準を改訂する必要はない。
- ・ ただし、法人によっては、情報開示が十分でない例も見受けられることから、より詳細なセグメント情報の開示が行われるよう、Q & A を改訂して、セグメント情報の開示に係るより詳細な形式のひな形に改めることとした。

## ②「会計上の変更及び誤謬の訂正」について

○ 背景等

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを図るため、企業会計において、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号）」が設定されたところ。財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性の向上を図り、株主等の意思決定における財務諸表の有用性向上に資するとの観点から、例えば、企業が自発的に会計方針を変更した場合や財務諸表の表示方法を変更した場合には、過年度の財務諸表を新たに採用した方法で遡及修正し、これを表示すること等としている。

○ 検討にあたっての論点

- ・ 企業会計における導入目的である財務諸表の期間比較可能性及び企業

間の比較可能性の向上が、独立行政法人の財務諸表にも有効な観点であるかどうか、また、導入した場合の制度上の問題点等はないか。

○ 検討内容

- ・ 企業会計基準第 24 号を適用した場合、会計方針の変更及び過去の誤謬の訂正に伴う累積的影響額の処理は、当期の期首の資産、負債及び純資産の部の各項目を変動して反映することとなる。
- ・ 一方、現行の独立行政法人制度においては、利益剰余金（積立金）の額の変動は、損益計算の結果又は利益処分を通じて変動することしか認められておらず、直接、純資産の部の利益剰余金の額を変動することはできないこととなっている。
- ・ これに関連し、例えば過去の誤謬の訂正等に伴い、過年度における独立行政法人からの国庫納付の額に誤りがあったと認められる場合には、制度上、過年度の国庫納付額を遡及的に修正する術がないので、当年度に臨時損益を立てることにより精算させるのが通例となっているが、企業会計基準第 24 号による処理は、そのような精算行為と齟齬をきたすことになる。
- ・ 上記の制度的問題点に加え、独立行政法人の財務諸表の表示期間は単年度であり、企業のように 2 か年度表示となっていないことから、会計上の変更について、過年度の財務諸表を遡及処理する実益は小さくなく、誤謬の訂正についても、修正再表示を行う意義は大きいとは言えない。

○ 結論

- ・ 独立行政法人において、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号）」を導入することについては、国庫納付に関する制度的な問題点が存在することに加え、実益も小さいことから、独立行政法人会計基準には、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する遡及処理を導入しないことが適当である。
- ・ この場合、同会計基準の改訂は不要となるが、独立行政法人の会計は、独立行政法人通則法第 37 条の規定に基づき、「原則として企業会計原則による」とされていることから、企業会計における新たな処理の導入を遮断する必要がある。そのため、独法会計基準の前文において「当該企業会計基準を導入することなく、従前の取扱いを継続するのが適当である」旨、明記することが適当である。
- ・ なお、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号）」の設定に伴い、企業会計における用語や定義が整理されたことから、この用語や定義と独立行政法人会計基準のそれらとを整合させるべく、必要最小限の技術的な改訂を行う。

③「固定資産の減損額の会計処理の見直し」について

○ 背景等

固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準は、平成 18 事業年度から適用されているが、現行基準によれば、独立行政法人が保有する固定資産に係る減損額の会計処理は、当該減損が独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったことにより生じたものであるか否かによって、損益外扱いとするか損益計算に含めるか、その取扱いを異にしている。

このため、独立行政法人が保有する非特定償却資産（その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された資産以外の償却資産）については、その減価償却相当額は、損益計算上の費用として計上することで投下資本の回収を図ることが予定されているのに対し、減損は、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合、損益外として資本剰余金の控除項目とすることが認められているため、投下資本の回収計算上、不整合が生じていた。

○ 結論

- ・ 非特定償却資産の減損の会計処理については、投下資本の回収計算上生じる不整合を解消するため、中期計画で想定した業務運営を行っていたか否かに関わらず、全て損益計算上の費用として計上することが妥当であり、そのための基準改訂を行う。（特定償却資産及び非償却資産の減損の会計処理は、現行の取扱いを維持。）

④ その他（独立行政法人制度の抜本見直しに伴う会計基準の見直しの機会に検討すべきとされた事項）

- 政策目的で独立行政法人が保有する関係会社株式の評価について、どのように考えるのか。
- 法人の財産的基礎となるべき資産をどのように考えるか。
- セグメント情報の開示に関し、企業会計を参考により詳細な情報開示を義務付けられないか。

等

（以上）